

諮 問

新宿区環境基本条例第21条の規定により、以下のとおり諮問する。

諮問事項

「新宿区第二次環境基本計画」の策定について

諮問内容

新宿区では、平成16年に「新宿区環境基本計画」を策定し、平成20年には計画の改定を行い、「地球温暖化、ヒートアイランド現象を防ぐ」を重要課題として新たに基本目標に追加し、環境施策を推進している。

また、平成23年3月に「新宿区地球温暖化対策指針」を策定し、平成32(2020)年度の二酸化炭素排出量を平成2(1990)年度比で25%削減するという目標を掲げ、地球温暖化対策を推進するための具体的な施策を示した。

現在の環境基本計画の期間が、平成15年度から平成24年度であることを踏まえ、さらなる「みんなで作る快適なまちー環境都市・新宿」をめざし、平成25年度から平成34年度の10年間を計画期間とする第二次環境基本計画の策定を行い、区民、事業者、さまざまな団体との協働により、新たな計画を推進していくため、新宿区環境審議会に対し第二次環境基本計画の策定について諮問する。

答申の期限

平成24年12月31日

平成23年9月5日

新宿区長 中山弘子